

司法修習生に対する給費制の復活を要求する決議

- 1 2012年通常国会において、司法修習生に対する貸与制を前提とした裁判所法改正法が衆参両院で可決され、同年8月3日に公布・施行された。自由法曹団はこれまでに繰り返し司法修習生に対する給費制の維持・復活を求め続けてきたが、司法修習の意義や貸与制の不合理性にもかかわらず、現在修習中の修習生に対する給費制が復活されず、暫定的にも維持されなかったことは極めて遺憾である。
- 2 ただし、成立した改正法は、政府が当初提出していた改正案とは異なり、新たに閣議決定に基づく合議制の検討機関を設置し、今後1年間で法曹養成制度全般について検討を加えるものとされ、修習生の経済的支援についても議論することとされている。

これに基づき政府は、2012年8月21日「法曹養成制度検討会議」（検討会議）の設置を閣議決定した。その委員17名のうち、13名は、「法曹の養成に関するフォーラム」（フォーラム）の委員13名がそのまま再任されたものである。2011年8月の第4回フォーラムでは、「弁護士は借金をしても返済できるから」という安易な議論により、給費制廃止が結論づけられ、同年11月からの給費制廃止、貸与制実施となった。しかしながら、この検討会議は、新たな法律に基づき新たに設置されるものであるから、フォーラムの検討及び結論にとられず、国会審議と貸与制の下での修習生の実態、経済的理由により法曹を諦める者が生まれている実態を踏まえた議論がなされなければならない。

実際に貸与を受けている65期修習生からは、「両親を亡くし保証人がつけられなかったため、貸与金を受けられていない。」、「食費も削らざるを得ず、修習中に倒れたこともあった。」、「良い就職先が決まらなければ貸与金返済もできない。」、「妻子がいるが、家族の年金や健康保険も貸与金から支払っている。」、「学生時代の奨学金を含め修習終了時には1000万円借金を抱えることになる。」、「給費が支給されないことにより司法修習が就労と見なされず、認可保育園を利用できない。」など、給費制廃止による切実な実態が伝えられている（ビギナーズ・ネットのアンケート調査による）ところ、検討会議は、これらの実情を直視し、速やかに貸与制廃止、給費制復活を結論づけるべきである。

- 3 また、検討機関の議論においては、65期や66期に対する遡及的な救済措置も検討されるべきことは言うまでもない。

そもそも、現在の司法修習は、戦前、法の支配が十分に及ばず権力の暴走を止められなかったことの反省にたち、国家が、司法権を担う裁判官、検察官のみならず弁護士をも含めた統一的な法曹養成を行うことで、法曹三者が相互に司法制度の基礎を訓練し、法曹としての共通の技術と倫理を身につけることを目的とするものである。そして、修習の実を十分にあげるために、司法修習生は原則としてアルバイト等の兼業が禁止され、修習に専念することが義務づけられており、その間の生活を保障するために給費制が採用されてきた。この司法修習を経た法

律実務家は、公務員である裁判官や検察官のみならず弁護士も「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」（弁護士法1条1項）とされ、権利の守り手として公共的・公益的職務を担っている。こうした司法修習の意義に照らせば、給費制は単に修習生の短期的な経済的利益のために設けられたものではなく、これを廃止することは、法曹の公共性や公益性を脆弱なものとしかねない。

また、貸与制の下では、経済的に余裕のない者が法曹を敬遠するようになり、優秀で多様な人材を法曹にという司法制度改革の理念は完全に没却される。現に、法科大学院制度が始まって以来、社会人経験者を中心に志願者は年々減少し続けている。それだけでなく大学における法学部志望者も減少しており、法曹界が若者の選択肢から外れつつある。貸与制は、さらなる経済的負担を課すもので、この傾向に拍車をかけることは明白である。

自由法曹団は、権利の守り手である法曹の公共的、公益的性格を守り抜くため、また、法曹を志す者が経済的事情からそれを断念せざるを得なくなることのないよう、司法修習生に対する給費制の復活を要求して全力を挙げて奮闘する決意である。

2012年10月22日

自由法曹団 静岡・焼津総会